



令和6年7月29日  
四国地方整備局建政部  
計画・建設産業課

## 「第三次・担い手3法に関する説明会」の開催について

～本年6月に成立した第三次・担い手3法に関する説明会の参加者を募集します！～

今般、持続可能な建設業の実現に向けた担い手確保のため、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律並びに公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正が行われました。

これを踏まえ、通常必要な労務費の額を著しく下回る見積りや契約の禁止、価格転嫁の協議円滑化措置や、工期ダンピング対策の強化、また、公共工事における休日確保・処遇改善や各段階でのICT活用などの改正内容について、下記のとおり説明会を開催します。

### 記

#### 1. 日時及び場所

日時	令和6年8月26日（月） （第一部）10:00～12:00 ※建設業者、建設業者団体 （第二部）13:00～15:00 ※発注者、発注者団体など
会場	Microsoft Teams によるオンライン説明会 ※会議URL及び資料はお申し込み時に登録されたメールアドレスに前日までに送信します。

2. 内 容：各回とも、説明内容は同じです。

3. 対 象：建設業関係者、建設業団体、行政書士、民間発注者、民間発注者団体、  
国の機関、各自治体の発注担当部局、建設業許可部局 など

※法人、個人は問いません。建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。

4. 参加申込：事前申込制となりますので、令和6年8月19日（月）17時までに、以下URL又は

QRコードからお申し込みください。

URL：<https://forms.office.com/r/4cc6KZM4yJ>

QRコード



※ 各回とも定員は接続数単位で150名とし、先着順で参加人数を調整させていただきます。あらかじめご了承ください。

5. 説明資料：国土交通省（本省）ホームページから事前に入手が可能です。

URL：[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00251.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00251.html)

問 い 合 わ せ 先	【説明会全体について】
	国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 TEL：087-811-8314（直通）
	◎主たる問い合わせ先 建設産業調整官 島田 浩和（しまだ ひろかず）（内線 6112）
	◎課長補佐 二宮 清高（にのみや きよたか）（内線 6144）
	【品確法について】
	企画部 技術管理課長 中野 晴樹（なかの はるき） TEL：087-811-8311（直通）（内線 3311）